

平成21年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 (案)

平成20年11月25日付け諮問第3005号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則の一部を改正する省令案

意 見	考 え 方
<p>意見1 接続料規則に定めている入力値の適正性に関する検証が困難であり、入力値の選定過程の透明性確保について今後検討すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○長期増分費用モデル(以下、「LRIC モデル」という)の入力値選定は、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日付)に基づき、総務省殿にて長期増分費用モデル研究会に諮っていますが、その選定過程については明らかにされていません。このため、接続事業者等では、接続料規則に定めている各種入力値の適正性に関する具体的な検証が困難なものがあるといった課題があります。LRIC モデル入力値の提案内容は各社の経営上の機密情報に該当するケースもあることから、このような機密情報が類推されないこと等に配慮しつつ、少なくとも接続事業者等において入力値の適正性の検証が可能となるよう、LRIC モデル入力値の選定過程の透明性確保について今後検討することを要望致します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>長期増分費用モデルの入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り適切に実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>
<p>意見2 光ファイバに適用される経済的耐用年数は、過去の撤去実績のみで算定することは適切でなく、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○接続料規則において採用されている光ファイバの経済的耐用年数については、情報通信審議会答申「接続料規則の一部を改正する省令案等について」における総務省殿の考え方(平成20年1月29日付)において「今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当」と示されているところです。また、現行の光ファイバの経済的耐用年数は、平成19年12月28日付け弊社共意見書^{※1}で述べた以下の問題を解消することで、更なる長期化の実現が見込まれるため、当該推計方法の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>① 現行の推計方法は、撤去実績のみから算出されており、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化が加味されていないこと。</p> <p>② 再敷設等の理由により本来の寿命を全うする前に撤去された実績が反映されるため、過度に短い経済的耐用年数が設定されてしまうこと。</p> <p>③ 一般的な耐腐食性等の認識に反し、メタルケーブル(24.3年)よりも光ファイバケーブル(15.1年)の方が短い経済的耐用年数になるという矛盾を起こしていること。</p> <p>※1 http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080109_1_4.pdf</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>今回省令において規定された光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものと認められる。</p> <p>なお、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。</p>

2. 接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

意見	考え方
<p>意見3 き線点 RT-GC 間伝送路費用は当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものであり、基本料原価に戻す方向で見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 今回の「接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」は接続料規則の附則第8項から第13項に係る改定になりますが、ここで規定されているき線点 RT-GC 間伝送路費用は、本年1月に情報通信審議会殿から考え方^{※2}が示されているとおり、当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものです。</p> <p>この度、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(平成20年12月16日付)において、引き続き当該費用を接続料原価に付け替えることとされましたが、暫定的措置という位置づけに変わらないことから、再度当該費用の在り方について接続委員会やユニバーサルサービス委員会等の場で検討し、本来の基本料原価に戻すという方向で見直しを行うべきと考えます。</p> <p>※2 「答申にあるとおり、き線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うことが適当である。このため、平成20年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。」(平成20年1月29日付 接続料規則の一部を改正する省令案等について情報通信審議会からの答申 考え方5より)</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、加入電話に関するユニバーサルサービスコストの算定方法としては、平成21年度からの3年間も引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストを暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされた。</p> <p>しかし、き線点RT-GC間伝送路コストは、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはないことから、上記答申が、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点から判断された点も踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法の見直しの中で、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについて改めて検討を行うことが適当である。</p>